

## 市民意見募集時点の条例・制度(素案)からの変更点・対応

町田市男女平等参画協議会、町田市男女平等推進会議、市民意見募集の結果等をふまえ、市民意見募集時点の条例及び制度素案から、以下のとおり変更・対応しました。

### 1. 条例

条例該当部分		変更後	変更前(素案)	説明
条項	見出し			
条例名		町田市性の多様性の尊重に関する条例	町田市性の多様性を尊重し 誰もが安心して暮らせる社会づくり条例	市民、事業者などに広く浸透するよう、端的にわかりやすい名称としました。
第3条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略 (3) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍(外国人にあっては、外国の官憲が発行する性別を証する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類)上の性別が同一である2人の者の関係のことをいう。 (4) 略	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略 (3) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍上の性別が同一である2人の者の関係のことをいう。 (4) 略	戸籍を持たない外国人も制度の対象とすることから、必要な確認書類について追加しました。
第9条	広報啓発活動	市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。	市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動に努めるものとする。	第4条に掲げる市の責務に関する表記と整合させました。  (第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。)
第10条	パートナーシップ 宣誓制度	第10条 第1項 略 2 市長は、宣誓があったときは、町田市規則で定めるところにより、宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する。	第10条 第1項 略 2 市長は、宣誓があったときは、町田市規則で定めるところにより、公序良俗に反しない限りにおいて、宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する。	下線を引いた箇所は不要ではとの意見があり、検討の結果削除しました。

### 2. 制度

- ・条例第10条に基づき、制度名称を「町田市パートナーシップ宣誓制度」とします。
- ・素案時点から大きな変更点はありますが、いただいたご意見を踏まえ、現在作成中の手引きなどではよりわかりやすい表記となるよう努めます。